

第6回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成24年1月13日（金）
教育委員会3階第一会議室

委員長 只今より第6回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会を開催いたします。
それでは、議事次第にしたがって、進めてまいります。
まず、現在までの団体ヒアリングの状況報告についてであります。
それでは、事務局よろしく申し上げます。

事務局 現在までの団体ヒアリングの状況報告に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。
第6回 門真市自治基本条例制定検討委員会 会議資料
団体ヒアリング意見集
以上、2点を事前に配布させて頂いております。揃っておりますでしょうか。
不足の資料がございましたら、事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

それでは、現在までの団体ヒアリングの状況報告に関しまして、ご報告させていただきます。

事前にお配りさせて頂いた、団体ヒアリング意見集をごらんください。

平成24年1月6日現在、訪問団体数46団体、延べ人数といたしましては、863名の方々に自治基本条例に関する説明を行わせていただきました。

表紙以降に関しましては、団体様より頂きましたご質問並びにご意見を記載させて頂いております。

今後に関しましては、基本的な自治に関する考え方や、市民や行政の果たすべき役割等を明確にするべく、条例制定検討委員会にて検討した「自治基本条例（素案）」について、自治会や各種団体等へ、再度、説明に伺う予定です。

団体ヒアリングの状況報告については以上です。

委員長： 状況報告につきまして、何かご質問等ございますか。なければ、次に進みたいと思います。

では、次に前回までの条例制定検討委員会での委員の皆様のご意見を基に、事務局が作成した「自治基本条例検討案」に沿って議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局より、説明をお願いします。

事務局： それでは、「第6回 門真市自治基本条例制定検討委員会会議資料」をご覧ください。

今回、事前にお配りさせていただいております会議資料に関しましては、昨年9月28日に行いました「第2回条例制定検討委員会」から、前回12月1日の「第5回条例制定検討委員会」の検討委員会において、各委員の皆様よりご指摘をいただいた点を踏まえまして、前文を含めまして、1条ずつ説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

では資料の2ページをご覧ください。

こちらの前文に関しましては、文言の修正・加筆を行っており、長文でございますので、まず読ませていただきます。

門真市は、北に淀川、東に生駒山を擁し、西に広がる大阪のまちと連なる河内平野のほぼ中央に位置し、縄文時代の土器や、弥生時代の銅鐸が発見されるなど約3500年前から人々の暮らしが営まれた歴史あるまちです。また、先人たちは、低湿地、洪水などの自然と対峙し、段蔵やバツタリなどの創意工夫を行い、自然とまちが一体となった故郷を形成してきました。自然の恩恵を受け、既に中世には、池沼地を除いて、ほぼ全域が農地として開発され、近世には、蓮根（れんこん）や慈姑（くわい）の栽培も盛んになりました。このまちの発展は、脈々と続く自治の歴史の蓄積によるもので、水防・水利組織を作り、共同体、村を形成し、定住可能な都市として後の発展の礎を築きました。農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力があり、生活の安定が侵されようとした時は、それに応えるしたたかな自治がありました。江戸時代になると独自に古川堤に水門を設け、命をかけて農民たちを水害から守った多くの義民を輩出してきました。また、平和憲法の制定や核兵器の廃絶に歴史的活躍をした人々をはじめ、様々な舞台上で奮闘した先人たちの努力と郷土愛の結晶として、わ

がまち門真があります。

昭和 38 年に市政を敷いた門真市は、昭和 48 年には市民の総意として『門真市市民憲章』を制定し、人間の尊厳と住民自治の確立に向けて取り組むことを宣言しました。その後、平成 12 年 4 月に、わが国は地方分権の夜明けを迎え、住民の自治を基盤とした地方自治のあり方が一層問われるようになってきました。また、平成 13 年には「門真市美しいまちづくり条例」を施行し、参画と協働の理念の具体化へと新たな一歩を踏み出しています。一方で、産業構造や経済状況の変化、国際化と情報化の進展、少子高齢化は、社会状況を大きく変えつつあります。福祉や子育て・教育、文化に生涯学習など住民のニーズは多様化・高度化してきており、人間関係の疎遠化、所得格差など様々な解決すべき問題も発生しています。そこで、問題を打開し、誇りを持って住み続けたいと思えるまち、子ども達の未来に希望の持てる安心安全なまちを構築する必要があります。そのために、私たち市民一人ひとり、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつながりを大切にして力を寄せ合い、ありがたいの気持ちと奉仕の精神を基盤とし、市民力を一層高め、楠が大空に向かって高くそびえる姿のように、しっかりと大地に根を張った地域力を育てていきます。

地方分権の進行とともに、市民を起点とする自立発展都市の形成は不可欠となってきました。これからは、より一層、市民から信頼され、開かれた議会や市役所を確立し、総合計画等の計画がめざす姿を実行性のあるものにしていかなければなりません。市民、議会、市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、相互に「見える」形で持続可能な自治を追求することを決意しました。そこで、市民みんなが共有すべき自治の最高規範として、門真市自治基本条例を制定し、これをもって今私たちは新たな自治の一歩を踏み出します。

こちらの前文に関しましては、委員の皆様からもたくさんご意見を頂いた部分ではございますが、この前文は市民検討委員会の皆様が一番時間を掛け、ご検討された箇所でございます。

そのため、基本的な思いの部分はそのまま変更せず、表現を加筆・修正しております。こちらの前文に関しましての説明は以上です。

委員長： ただいまの事務局の説明に関して、各委員の皆さん、何かご意見はございませんか。

委員： ひとつだけすみません。ちょっと基本的なことですが、3ページの6行目の「・」の打ち方は、これでいいのですか。特別な意味があるのですか。

委員長： 事務局は、意識はなかったのですか。

事務局： はい。確認させていただきます。

委員長： 他に特にご意見ございませんか。

事務局： 少し説明させていただきますと、今までの議論の中で、委員の皆様からご意見として頂戴しておりますが、文のつながりや市民委員の思いを考慮して原案のまま、残している部分もあります。例えば、市民憲章や、まちづくり条例、松下のことについてもご意見は頂いています。

後、もう一点ですが、他の前文のある条例との整合性についてご意見がありましたが、他の条例では500字程度の前文が一般的になっておりますが、今回事務局でまとめさせていただいたのは、1300字程度の文字数となっております。

以上です。

委員長： 今までの歴史的な流れも書くべきということで、市民検討委員会原案でも文字数は多いので、ここでも丁寧に書いていこうということですね。もう少し簡潔にというご意見もありましたが、他の委員の皆さん、どうですか。

委員： まちづくり条例のところだけ、条例の制定について書かれていますが、あえてひとつの条例を取り上げるというのが、本当にいいのかどうかというところには疑問を持っておりません。

委員長：他に何かご意見ある方はどうぞ。

事務局：すみません。今のご指摘でまいりますと、平成12年4月に地方分権の幕開けがあり、本市でも具体的な条例名を出さずに、参画と協働の一步を踏み出したという内容で事務局の方でまとめさせていただくということによろしいでしょうか。

委員長：それでよろしいですか。

委員：はい。

委員長：他に何かご意見ございますか。

委員：すみません。「したたかな自治」や「義民」等、事務局でも迷っているところがあります。そのあたりを含めて精査していただければと思います。

委員長：市民検討委員会では「義民」は議論になったのか。

事務局：「義民」にこだわりを持っておられる方はいらっしゃいました。「したたかな自治」という表現に関しても、本来、いい意味であります。が、「したたか」という表現が、よくない意味で認識されていることが多いです。

これから、みんなで共有していくという部分に関して、この表現方法で良いのか、危惧している部分もあります。あえて、そのままの表現の多く残しているのは、もう一度、検討してほしいという意味もございます。

委員長：再度事務局で検討してもらおうということによろしいでしょうか。何か他の意見を持っておられる方がいらっしゃいましたら。

事務局：適切な表現を教えていただけたら、ありがたいです。

委員長：次回までにこのあたりの表現について、皆さんで研究をお願いしたいと思います。

他に何かご意見ございますか。今、委員の方から出た意見

については事務局で再度検討、委員の方で今後検討ということによろしいですか。

委 員 : はい。

委 員 長 : それでは、次に進みたいと思います。

事 務 局 : 資料4ページの第1条につきましては、市民原案との変更点はございません。

委 員 長 : 第1条に関して、変更点はないということです。このままでよろしいですか。

委 員 : はい。

委 員 長 : それでは、次に進みたいと思います。

事 務 局 : では、資料 5 ページの第2条をご覧ください。2号に「事業所」を加えております。第8条において事業所の割合を条建していることや法人としての主体的な役割を期待することから加えております。

また、「協働」「市民力」「地域力」という条例内で使用している用語について、意味を明確にするため加えております。こちらの条文に関しましての説明は以上です。

委 員 長 : 第2条に関して、各委員の皆さん、何かご意見はございますか。事務局、これについて以前出たご意見の説明をお願いします。

事 務 局 : 以前は、「事業者」という表現でしたが、「事業所」と記載させていただきました。1号で事業者を詳しく説明してはどうかというご意見がありましたが、詳しく説明するのであれば、特出しした方がいいのではないかという判断で特出しさせていただきました。

また、営利企業等の整理ができればいいのではないかとのご意見もありましたので、そのことも念頭に、「事業所」を2号に掲げさせていただいております。後、5、6、7号に

については、特段ご意見があったわけではないですが、この条例の中で大きなキーワードとなるので、定義付けをしました。

委員長： 今、事務局が説明したとおり、2条については、ご意見があった中で、特に説明が必要と事務局が判断して、案を作ってもらいましたが、これ以外にもう少し説明した方がいいとか、これで適切か等を、委員の方で判断していただきたいです。
どうでしょうか。

委員： よろしいでしょうか。以前の議論で市役所という表現について、総合計画と合わせて市役所とするのがいいと言っていたが、疑問に思っていました。最高規範になる条例で、市役所と表現すると他にも影響があるのではないかと思います。市役所はわかりやすいが、場所なので、条例には、市の方が好ましいと思います。出来れば市という表現にしてほしいと思っています。

それと、市役所の定義の中で、市民検討委員会原案の、「これらの機関に所属する職員も含む」という表現を含んでいないのは、以前、この委員会で議論しましたか。

事務局： 深くは議論していないですね。

実際、市民検討委員会原案を作成前に、事務局案を市民検討委員会でお示しした時には、職員を含むというのは除かせていただきました。他条例では、市を定義する時に、職員を明記しているものではありません。市民検討委員会では、「人が現れていない」というご意見があって、こうなりました。

委員長： 以前も議論になりましたが、総合計画の中で、市役所という表現を使っているので、他の条例との整合性が取れるのではないかということで、一旦落ち着いたのですが、再度議論をしていただきたいということです。他の委員の皆さん、いかがですか。

委員： 一つ確認なんですけど、他市の状況の中でも、市長、教育委員会、行政委員会等も含めて、市という表現で網羅されているということですよ。それを市とするか市役所とするかと

いう話ですよ。

事務局： 他市では、執行機関と表現しているところもあったと思います。ただ、どういう表現が一番わかりやすいかとか、さきほど委員がおっしゃったような観点からご検討頂くというのは重要だと考えています。

委員長： 市民検討委員会では市役所という表現の方がわかりやすいという意見だったということですね。

事務局： 市民検討委員会の意見では、中学生でもわかるようにしようという意見が多数あり、その中で「市」や「行政」という表現は固いので、出来る限り柔らかい表現にしようという流れがありました。それと、総合計画も含めて、市役所に落ち着きました。

市民の部分でも、在勤で他市に住んでいる方も含めているので、あくまで本条例上の定義付けです。

委員長： どうでしょうか。4号で市とするか、市役所とするか。これについては、他市では市という表現が多いのですか。

事務局： 市役所と表現しているところは少ないと思います。

委員： 仮に市という言い方になった場合、教育委員会も入るのですか。通常は、門真市と門真市教育委員会は別に表記することになっていますので。市役所だったら、両方いけるような気はしますが。

委員長： あくまで、この条例においてという形にはなりますね。整合性の問題ですね。

事務局： 理念条例ということもありますしね。市民検討委員会では、わかりやすさに重点を置いていますので。

委員： 例えば、市の案を議会で議決したものは、市がやったと言えるのですか。

委員： 要するに、市役所というのは、色々な行政機関が集まって

いて、ひとつのまとまりを市役所と言っているということですよ。そのくらいで捉えた方が、市民も子どももわかりやすいですよ。ただ、最高規範だからといって、次に何かを表現する時に絶対この言葉を使わなくてはならないとなると、少し違和感がありますよね。

委員： 言葉の意味として、市役所というのは役所の置かれている場所を指しますよね。しかし、一般的には市民は市役所で理解していますので、わかりやすいというのもわかるのですが、言葉の意味からすると、「市」もしくは「行政」という表現をしとく方がいいのかと思います。最高規範性という意味でいけば、先ほどの話でいくと、この条例が施行されたら、他の条例・規則も変えなければいけなくなるのではないかと思うのですが。

事務局： 自治基本条例が出来たからといって、すべての条例を市役所に変えないといけないという意味ではないです。

委員： 理念条例として、作っていくときに条例本文の表現まで含めて最高規範性と言ってしまうと、かなり無理があるのではないかと思います。特にこの条例においては、市民にわかりやすい表現で作っていますので、一般の条例まで合わせるとなると、しんどいと思います。あくまでも、ここだけの使い方というようにしておかないと、その後の条例全てに市役所という表現を使うとなると、一般の条例に影響が出ると思います。

委員長： 市民も誤解してしまいますね。

事務局： おそらく、現実的には他の条例は市役所という表現にはならないと思います。

委員長： 義務的な面を絡ませると、一から考えないといけなくなりますからね。

事務局： 色々な計画の中で、大きい計画等で農業委員会や教育委員会等を含めて言いたい時に、市役所と使っていただければいい

いのかなというレベルです。

委員： 2条の最初の段階で、「この条例において」と書いていますので、そういう意味では、この条例ではこういう表現を使っているということではないのですか。

事務局： そうです。

委員： そういう意味では、市役所でもいいのかなと思いますが。

事務局： おっしゃったように、6ページの2項にありますとおり、この条例で定める内容を尊重し、矛盾しないように整合性を図らなければならないという条文になっていますが、言葉一つひとつまで、同じ表現を使わなければならないということではないと読み取れると思っています。

内容を尊重し、整合性をはかれば、表現は異なっても構わないということなのではないかと思っています。

委員： 他市で使っていない表現なので、それなら市でもいいのではないかと思います。

委員： 他市は議会も含めて市と定義していたりします。本来は執行機関とかの方がいいかと思いますが。事前に法規を見てもらった中では、こういう表現は他にはあまりないと思います。もう一度確認しますが。

委員長： 4条との関連の問題は出てきますよね。それが法規的に問題がないのかももう一度確認していただきたいです。

委員： 男女共同参画プランでは、「市」というのでほぼ固まっているので。

委員： 男女共同参画プランでは、定義で「市」に議会は入っているのですか。

委員： 広い意味では。

事務局： 議会が含まれるのでしたら、市役所と別の表現をしたら逆に明確に違いがあると思います。本条例においては、市民・議会・役所の3者が相対的にわかるような意味合いで市役所となっています。

委員長： 委員の方からご意見が出ていますので、もう一回法規との整合性も含めて検討していただきたいと思います。

副委員長： すみません、2号の事業所は法人でいいのですか。門真の場合は圧倒的に個人事業所の方が多いと思いますが、法人だけをいうと、説明の方もおかしくなってくるのではないかと思います。市内で事業活動を行う法人個人というか、法人等というか、ここははっきりしとかなないといけないと思います。

事務局： 事務局内部でも、個人を入れるかどうかは議論になったのですが。

委員長： 誤解されるかもしれないというご意見もあるので、この場で、もう一度検討していただきたいです。

事務局： ここで事業所を入れさせていただいたのは、これまでの議論の中で、営利企業やNPOの整理ができればいいのではないかというご意見がありまして、そういうものを明確化させるために、あえて法人を意識して入れさせていただきました。

副委員長： 今までには事業者だったんですね。それを事業所に変えた以上は、定義がぎくしゃくするのではないかと思います。

委員長： ここでは、事業所は法人だけという意味合いで捉えていいのですか。個人でやっている事業所が排除される形になってはいけませんよね。

委員： 実質個人で営業する事業所は、市民に含まれるのではないのですか。

事務局： そうです。考え方としては、個人は1号の市民に入って、団体やNPO等の法人が2号に入るという切り分けの意図は

あります。

委員：二重にはならないんですね。

副委員長：一般的には、事業所というのは、法人に限るかというところではないと思います。

委員：個人の事業所は1号の市民に入るのですか。

事務局：入ります。

副委員長：事業所を横出ししたから、1号の市民との部分がややこしくなっていますね。

委員：1号と2号で切り分けているとおっしゃいましたが、1号で市民を網羅していて、その中の事業所というのを2号で補足説明しているかと思ったのですが。

事務局：そうです。

委員：言葉の説明という意味なんですよ。市民の中には、個人商店も法人も入っていて、事業所というのは法人であるという言葉の説明をしているんですよ。市民の中に全て入っていて、事業所だけを抜き出して説明してるので、ここに個人が入ると、よくわからなくなる気がするんですけど。

委員長：事業所というのをあえて抜き出しているのはどういうことですか。

委員：個人の商店等は市民に含めるということですよね。事業所というのは法人を指しているんですよ。

委員：一般的な言葉の使い方との齟齬が出てきているのですよね。

副委員長：一般的にそういう使い方をするのかと思って。事業所は法人のことを言いますというのは。

委員長： 逆にわかりにくいですね。

委員： あえて法人の部分を別格に設けるのはなぜかということですよ。

副委員長： 産業分類等ではきちっと定義されていますよね。事業所を定義すると余計ややこしくなっている気がします。

委員： 事業所を定義しておかないといけない部分が後に出てくるということですよ。

委員長： 8条の為に特出ししているのですか。

事務局： それも大きな理由です。

委員長： 事業所そのものも市民の中に入るんですよ。

委員： 法人格を持たない事業所は市民の中ではどれにあたるのですか。

事務局： 在勤にあたります。

委員長： 市民の中で事業所という表現を使うのはいいのかどうか、もう少し検討してもらおうということによろしいですか。

委員： 一つの案として、「法人等」にしてはどうですか。

委員： 等をつけたら2号がいらぬですよ。

委員長： 再度、事務局に整理してもらおうということによろしいですか。次にまいります。

事務局： では、続きまして、6ページの第3条に進みます。こちらは市民原案との変更点はございません。

委員長： 第3条に関して、各委員の皆さん、何かご意見はございませんか。

では、次に行きたいと思います。

事務局： 同じく6ページの第4条でございますが、こちらも市民原案との変更点はございません。

委員長： 第4条に関して、各委員の皆さん、なにかご意見はございませんか。
では、次に行きたいと思います。

事務局： 資料7ページの第5条をご覧ください。
2号の主語を他の号と同様、「市民、議会及び市役所は」に統一し、文言を修正しております。
3号を「対等・尊重」に変更し、文言の修正をしております。
こちらの条文に関しましての説明は以上です。

委員長： 修正があるということですが、ここは以前までの意見はどのようなになっていますか。

事務局： 「対等」を「対等・平等」にしてはどうかというご提案を頂いて、検討させていただいて、「対等・尊重」に変更しました。

委員長： このあたりはどうですか。特にご意見はございませんか。

委員： 対等と尊重を並べることは少ないのではないですか。あまり聞かない言葉だと思います。

委員長： 他の委員の方、どうでしょうか。

事務局： 3号の中身を「尊重」と表現させていただきました。

委員： 市民検討委員会の中の、「お互いの強みを生かし合い」と書いていますが、事務局案では、「活かし合い」となっていますが、これは修正したのですか。

事務局： はい。こちらだと思います。

委員： 「活かし合う」という表現には少し違和感があります。「活

かす」の方が好ましいと思います。

事務局： 「活かし合いながら」の「合いながら」がいないということですか。

委員： 「活かしながら」でもいいと思います。

委員長： 表現についてご意見がございました。他の委員の方、何かご意見ございますか。

委員： 「特徴」の意味がちょっとわからないです。

委員長： 特徴を入れた趣旨はなんですか。

事務局： 原案に書かれている内容を表現できるニアリーな言葉を探しました。

委員長： このあたりは、他の委員の方、どうでしょうか。

委員： 「特徴」ではなくて、「特長」ではないですか。

委員： 「長」ですね。

委員長： 事務局でこのあたりをもう少し検討してください。

事務局： 続きまして、資料8ページの第6条でごらんください。
制定検討委員会において、策定する主語がないというご指摘がありましたので、「策定します」との文言を削除し、総合計画は条例の理念を尊重するという趣旨にしております。
その他は原案のとおりです。

委員： 以前、議会の部分はどうなのかという議論が出てきていたと思うのですが、これはこれで大丈夫なんですよ。

事務局： 6条については、市民、議会、市役所の3者が総合計画にどう関わるのかというのを挙げております。

委 員 : ここは気になっているところでして、「協力」というと、抵抗のある人もいると思うので、表現をもう少し考えないといけないのかと思っています。

委 員 : 「監視」はいいのではないですか。

委 員 : 「監視」は普通の言葉だと思います。

委 員 長 : 委員から「協力」は議会に持って行った時に、検討が必要という意見もありますが。

事 務 局 : ここについては、基本的に「協力」という言葉を外すということではよろしいでしょうか。

委 員 : 「監視」と「協力」をひっくり返したらどうですか。

事 務 局 : 「監視」が先で、「協力」が後ですか。

委 員 : すみません。市民検討委員会では、総合計画を意識していると思うが、総合計画は義務的なものではなくなったのではないですか。

事 務 局 : 自治法上の規定では変わりました。

委 員 : 総合計画というものはないけれど、これから新しいものをつくっていくのですよね。

事 務 局 : 今後、門真市が総合計画を持たないというものではないです。

委 員 : 絶対持っていくということですよ。

事 務 局 : はい。

委 員 長 : では、次に参ります。

事 務 局 : では、続きまして、資料9ページの第7条をごらんくださ

い。

こちらの条に関しましても、制定検討委員会にて、項が多く主語が「市民」「子ども」が混在している等のご意見から、事務局で全4項にまとめております。

こちらの条文に関しましての説明は以上です。

委員長： 全部で8項目ありますが、これについてご意見等頂きたいと思えます。

事務局： 市民検討委員会の中では、子どもが大切だということで、大変意識にありました。
ただ、子どもというのも当然市民に含まれるので、どこまで特出しするのかというところを整理しました。
整理した中で、市民検討委員会の3項では、知る権利や参加・参画する権利があるのですが、このあたりが少し盛り込めていない形になっていきますので、そのあたりもご意見いただきたいと思えます。

委員長： 市民検討委員会原案2項を事務局案の第1項、5項を2項に持ってきたということですか。3項4項については、項目から集約したということですか。
今、事務局から3項についての問いかけがありましたが、このあたりにつきまして何かありますか。

委員： 5条に全て書いているのでいいと思えます。

委員長： 5条の協働によるまちづくりの基本原則のところでは情報共有等については記述されているというご意見です。
集約している部分は、市民検討委員会での検討内容と合致させていると思えますが、整合性は問題ないですか。

事務局： 市民検討委員会原案の8項では、「子どもは」というのが主語になっておりますが、事務局案では主語から省いております。市民検討委員さんの強い思いもあったのですが、子どもが人格形成に努めるというのがどうかという意見がありました。われわれの案としては、子どもを見守る環境整備に努めるという考えで書いております。

事務局： 補足なのですが、8項に関しましては、条例制定検討委員会で、この条文が本当に必要なのかというご意見がありましたので、事務局として省かせていただきました。

委員： 子どもの年齢の定義もかなりしましたし、子どもに対しての人格形成等は、やはり市民や大人の責任としてやっていけないといけないということですよ。

委員長： 子どもに関しては、みんなで見守っていく環境を作っていくということを主眼に置いた方がいいという作り方の方がわかりやすいですね。

市民検討委員会では、子どもに人格形成に努めるというような課題を課すようなことは、スッと通ったのですか。

事務局： 市民検討委員会の中では、子ども自ら人格形成に努めてほしいというような議論がありましたので、条文に盛り込まれました。

委員： 権利と義務という議論の中で、権利だけではなく、義務もあるということで、子どもにも…というような流れでこのようになりました。モラルの向上とか子どもの定義の問題では、市民検討委員会の中でもかなり議論がありました。

委員長： これは次回までに皆さんで検討していただくということで、よろしくをお願いします。

事務局： 続きまして、資料11ページの第8条をごらんください。原案の第1項は市民の役割と同様ですので、削除しております。こちらの条文に関しましての説明は以上です。

事務局： すみません。今ご説明させていただいたとおりなのですが、第2条では市民の定義に含まれているので、わざわざ第8条で「事業所は、協働によるまちづくりに参加・参画する権利があります。」と謳う必要はないのではないか、というご意見をいただきましたので、この第1項は削らせていただきました。

委員長：それだけでしたか。

事務局：それだけです。

委員長：この事業所というのは法人…

事務局：「者」が「所」にはなっていますけれども。

委員長：前からのことを考えれば、これは法人という位置付けになるのですか。

事務局：はい。

委員：この文章を見たら、事業所は法人格を有するものにしておかないとおかしいですね。

事務局：先ほどの定義の事業所という形ですね。

委員長：市民の中に、事業所という言葉が入ることに無理があるような気がしますね。事業所という枠組みをあえて出している訳なんですね。法人というものを、条例の中であえて出していると。

事務局：はい。

委員：企業は、地域社会の貢献、「貢献」という言葉をよく使うんですよ。ここでは「地域社会の実現に寄与」というような言葉で。一般的には、地域社会への貢献というのがわかりやすいと思うのですが。

委員：すみません。今さらながらなのですが、それだったら市民を、在住・在勤・在学する人として、第2条第2号の「事業所」を「事業者」にして、個人商店でも法人でも、市外の人でも何かを営んでいる人というように分けて、市民と事業者ということにしたらどうかと思うのですが。

委員長：この条のたて方は、法人格を持った企業の役割を書いている

る訳なんですね。極端に言ったら、色々な企業、大企業も含めて、そういうところが地域に貢献すべきだということを条項として立てている訳なんですね。だから、市民の中の事業所が勘違いしやすいですね。そのへんがわかりにくいですね。戻ったりするから。

事務局： イメージとしては、NPOであったり企業であったりの法人が、地域貢献の役割を持っているであろうということを強く言いたい。企業にはCSRの考え方もありますので、そういうものも盛り込んでおります。これは市民検討委員会の中でも、やはり地域で企業を営む人たちにも、やはり地域に還元してもらおうとか、そのような活動が必要だということでも出て参りました。

委員： 例えば、〇〇商店が活動するということではなくて、〇〇商店の〇〇さんが活動するので。〇〇商店が活動するということはあるのでしょうか。

事務局： 個人商店のイメージですよ。

委員： それは〇〇さんがすることだから、市民に含まれますよね。

事務局： 株式会社〇〇でしたら、会社としての…

委員： 別の人格ですからね。実際にどう動くかというイメージでこれをつくっているのですから、何か色分けできるような気がしますがね。

事務局： そこで第2条の定義付けのところの事業所が、一般的に使われるものとの整合性について、もう少し掘り下げてまとめたいと思います。

委員長： どういう形にしたら一番いいのかわかりませんが、一貫しているのが、市民の中に事業所が入っていて、そうすると法人との整合性が出てくる。ここは難しいですね。

委員： すみません。NPOを考えた場合に、NPOは法人格を持つ

ても持たなくても団体であるわけで、それをどう切り分けるのか。企業は法人で、個人商店は個人に入ると切り分けていても、NPO 団体はどうするのでしょうか。

委員：それは、市民ととらえてはいけないのですか。

委員：そうとらえることができるのかというところで…。

委員：全部含めて、事業所も市民で括りますよと。その中で、法人格を持つものだけ取り出してきて第2条第2号で言っているんですよ。それがなぜかという、第8条があるためなんです。というように、私の頭の中では整理できるのですが。その事業所をわざと1号から2号に割り出した理由は何かと言ったら、第8条があるからという理屈は結び付くのですが。これから出てくる言葉をちゃんと言うがための定義だから、この8条を言うための言葉はここなんです。ここ以外に事業所というのは出てこないんですよ。

事務局：もう出てこないですね。

委員：やっぱり、特殊な条例のつくり方になりますね。

委員：おっしゃっていることはよく分かるのですが、この事業所の役割は、法人格の持つ持たないで本当に切り分ける必要があるのか…。

委員：一旦、全部市民に入れるんです。事業所は第1号で市民に入れてしまうんです。その中から法人格を持っている事業所だけを第2号に持ってきているんです。

委員：だから、第8条でいう事業所の役割というのは、法人格を有する事業所ですよ。法人格を有しない事業所もあるわけだからという疑問があるんですよ。

委員：個人に入れていいかどうかということですよ。

委員：特にNPOを思ったときに、法人格を持たなくてもそういう

団体があるわけだから…。

事務局： それは「市内で市民活動を行う人」ではいけないのでしょうか。

委員長： 今回の議論は、はっきり言うと堂々巡りになるわけなんですよ。だから少しまとめてもらって…。

副委員長： よろしいですか。最高規範ということで、先ほどの「市」と「市役所」の問題も含めていくなれば、美しいまちづくり条例とかでは、市と市民と事業者など、いろんな言葉が出てくるわけですよ。他の例規との整合性というのは図られていかないと、ここで事業所と言ってしまうと、先ほどの市役所と同じですが、使っていいのかと。3者が屹立する条例というのは、他にもあると思うんです。これが最高規範になってしまうと、事業所とは一体何かという。そのへんの流れを押さえていかないと、ここの整合性が取られなくなってくるのではないのかなと思います。美しいまちづくり条例は、あくまでも参画と協働の理念だということたちで出てきていますが、そこでもおそらく定義はされていたと思います。だから、その辺の整合性を先に洗い出してもらう必要があるのかなと思います。

委員長： いろいろ事務局で整理してもらって、次回で納得できなかったらもう一回開くという形になります。
次に行きましょう。

事務局： では、資料12ページの第9条をご覧ください。議会の役割ですが、第1項を広報、第2項を公聴という形で整理しております。こちらの条文に關しましての説明は以上になります。

委員長： これも基本的には委員さんのご意見を検討していただいたということでしょうか。ご意見のあったところについて。

事務局： 第9条と第10条をまとめてはどうかというのが条例制定

検討委員会の中でもご意見を頂戴したのですが、全17条という観点から、ここはあえて分けさせていただいております。議会の役割ということで、今ご説明させていただいたとおり広報と公聴に整理させていただきました。

委員： ひとつだけ聴かせてください。元々あった言葉なのですが「議会は広く市民の声を聞き、これを政策形成」に反映させるというのは、具体的にはどうなるのでしょうか。議会が政策形成に反映させていくというのは。

議会として政策というか、我々は執行する部分で、それがいわゆる政策ということになってきますが、議会としてそれに反映させていくような仕組みというのは、どのようになっていくのかなと思うのですが。

事務局： 議員発案の条例もあるわけですよ。

委員： そうですね。議員提出条例があって、それがこのような基本条例とか、行政に関わるような条例を出せるということなんですよ。

委員： 1項はいいと思うのですが、2項はちょっと…。

委員長： 強気の書き方ですね。もっと議員立法をとということを言っているんですね。

事務局： 市民検討委員会の皆さんが、今以上にご活躍いただきたいという熱望の表れでこういう条文になったのかなと思っています。

事務局： 市民検討委員会案の9条2項を見ていただければ。市民の皆さんはかなり時間もかかりましたし、思いは強く感じます。「市民と意見交換する場を設ける」というかなり具体的なものもあります。理念条例でありますので、ここはどうなのかなど。他の条文とのバランスもありますし。

委員： どちらかというところ、政策的な機能を議員さんにもってほしいということではないのですか。

委員長： このような書き方は、他市ではされているのですか。ここまで積極的に。

事務局： 府内の他自治体ですが、議会のことをまったく書かずに自治基本条例を議員に説明しに行ったときに、議会の方からあえて、このようなことと近いことを入れてほしいという風に言われたところもあります。また、同様のことを書かれているところもありますし、まったく触れていないところもあるので、様々かと思います。

委員： これは、委員が今おっしゃられたように、議員立法だけを意図したものではないですよ。理事者側提案についてもその審査の過程で一定の意見を出して、その政策に影響を与えるというような意味も含めてという認識でいいんですよ。

事務局： 協働の理念で、市民・議会・行政の3者がお互い補完してというところですね。一般的に多く見られるのは、情報の発信であるとか、市民の意見を聴いて、活かした議会運営というのが全国的に見られます。別に議会基本条例をつくるというところもあります。

委員長： これは議会の機能だから、表現だけの問題ですね。

委員： さっきのような機能を有するような議会になってほしいということだと思います。

事務局： 正直、事務局といたしましても、自治基本条例を条例化する過程・スケジュールとしては、議会にこれをお示しする場面をつくっていきますので、そこでいろいろご意見をいただく項目かなと思われま。

委員長： 何か他にご意見ございますか。

副委員長： 「広く市民の声を聞き、これを政策形成に反映させる」…。これは逆にしてみてもどうですか。何に反映させるかと言ったら、広い市民の声を議会運営に反映させるとともに、政策形成に資するよう努めるとか。筋立てを少し工夫してもら

ったらいいかなと思ったりもするのですが。

委員長： ではそういうことで。ではこれについて他に委員さんよろしいでしょうか。意見を基に事務局で検討してもらおうと。よろしければ、次に参りたいと思います。

事務局： 続きまして、同じく12ページの第10条をご覧ください。こちらの条文につきましては、制定検討委員会におきまして、第9条の議会の役割に含めてはどうかなど、たくさんのご意見を頂戴いたしました。先ほどもご説明いたしました、当初事務局からお示しさせていただいておりました資料に関しましても、条文を整理して議会の役割にこの議員の役割を含めておりました。しかし、市民検討委員会におきまして、全17条ということで、聖徳太子の一七条憲法にあやかって17条条例にしようという強い要望がございましたので、10条を残し、第1項と第2項をひとつにまとめて文言の修正を行っております。こちらの条文に関しましての説明は以上です。

委員長： 今、説明は終わりました。このような形にしているが、どうかというご意見があれば。17条にこだわるというのをあまり前面に出すと、こだわりすぎて1条余分になっているという意味合いでも問題が生じる、16条でもいいのではないかと。

事務局： ここは、市民検討委員会でも、議会の役割と議員の役割は別立てにして、議会は議会、議員は議員という風にやっぺいこう、議会の機能・権能と議員の役割は少し違うのではないかとということもありました。条例制定検討委員会でも、市民検討委員会案については少し表現がきついのではないかという意見を受けて、10条ということで新たにお示しをしております。

委員長： そうしたら、議会の役割について、市民から見れば少しという部分があったのかもしれないですね。だから議論がかなりされているんですね。これはどうでしょうか。特にございませんでしょうか。全体としては、次回もあり

ますので、他の項目についても委員の意見をまとめていただければいいかと思えます。

一応10条まではいけましたので、半分以上は終わっております。どうでしょうか。では今日はこういう形で。

次回は、特に11条から17条まで、事前に読んでいただいて、意見についてお示しいただきたいと思えます。

事務局： 次回の件ですが、お手元に配布させていただいておりますが、27日午後2時からということで、残りの条文についてご検討いただくという形でよろしいでしょうか。

委員長： はい。

事務局： それと、先ほど宿題をいただきました定義等の分については、27日に検討していただく条文と合わせてお示しさせていただきますということでよろしいでしょうか。

委員長： では、17条がすべて終わってから一括して事務局案を示させていただきます。

事務局： 場所は記載のとおり、消費生活センター2階の会議室でございますので、よろしく願いいたします。

委員長： できるだけ次回でまとめられればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は時間が参りましたので、これで終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。